

30 事務第 70 号
平成 30 年 11 月 28 日

各医科大学長
各大学大学院医学研究科長・医学部長 殿
各関係機関の長

名古屋市立大学大学院
医学研究科長 道川 誠
附属病院長 小椋祐一郎
(高度医療教育研究センター長)
名古屋市病院局
局長 大原 弘隆
(公印省略)

高度医療教育研究センター教員候補者の公募について (依頼)

謹啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本研究科では、高度医療教育研究センターの教授（診療担当）、准教授（診療担当）を選考することになりました。本センター教員には、大学附属病院および名古屋市立東部医療センター・西部医療センターにおいて高度な診療を推進するとともに、専門医の育成、研修医や学生の指導にご尽力いただける方を求めています。また、大学において研究や大学院生の研究指導を行っていただくことも可能です。

つきましては、貴学または関係機関等に適任の方がおられましたら、下記の要領でご応募いただきたく、関係各位にご周知下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 募集領域、職名、および人員

募集予定 5名

詳しい募集領域、職名、人員、および教員の処遇・権限については別添資料をご参照下さい。

2. 提出書類

本研究科所定の書式による応募書類（履歴書、業績一覧など）、および上記内容を保存した CD-R メディア（本研究科ホームページ

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/med/position/index.html> からダウンロード可)

3. 公募期間

平成30年11月28日(水)から平成30年12月27日(木)まで(消印有効)

4. 応募宛先 〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1

名古屋市立大学大学院医学研究科長 道川 誠

電話 052-858-7110 (名古屋市立大学病院 事務課事務係)

[注] 応募書類は書留郵便とし、表に「高度医療教育研究センター教員候補者応募書類在中」と朱書きしてご送付ください。

[注] 応募に関する御質問などは、高度医療教育研究センター教員選考委員会(shinprof@med.nagoya-cu.ac.jp)までお問い合わせください。

5. その他

- 1) ご送付いただきました資料は本研究科専任教員の閲覧に供します。
- 2) 選考の過程でアンケート・セミナー等をお願いすることがあります。
- 3) 名古屋市立大学は公立大学法人であり、本医学研究科の全ての教授には7年の任期制(審査を経て再任可)、准教授には5年の任期制(審査を経て再任可)が導入されています。
- 4) 名古屋市立大学は「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、男女共同参画を推進しています。

以上

別添資料

募集を予定している職名、診療領域、および人数

募集職名	募集診療領域	人数	大学附属病院に加えての勤務 予定の医療センター
教授	整形外科	1	東部医療センター
	精神科	1	東部医療センター
准教授	脳神経内科	1	西部医療センター
	呼吸器外科	1	西部医療センター
	眼科	1	西部医療センター

高度医療教育研究センター 教授（診療担当）について

補職名 教授（診療担当）

学校教育法上の補職名 教授

選考基準

次の各号のいずれかに該当し、かつ非常に優れた診療能力と、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 臨床経験を15年以上有する者
- (2) 博士（医学）の学位を有する者
- (3) 診療及び若手医師の育成並びに診療技術の向上において特に優れた業績を上げている者
- (4) 大学において、准教授または専任の講師の経歴のある者

処遇、権限等

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 大学病院部長会 | 出席しない |
| (2) 医学研究科教授会 | 出席しない |
| (3) 大学院指導 | 学位を有する者は指導可 |
| (4) 学位審査 | 学位を有する者は副査のみ可 |
| (5) 給与等 | 名古屋市病院局の諸規程による |

任用期間 7年間（再任可能）

高度医療教育研究センター 准教授（診療担当）について

補職名 准教授（診療担当）

学校教育法上の補職名 准教授

選考基準

臨床経験を10年以上有する者、かつ非常に優れた診療能力と、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

処遇、権限等

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 給与等 | 名古屋市病院局の諸規程による |
|---------|----------------|

任用期間 5年間（再任可能）